

農薬専門調査会での審議状況一覧(H18年6月23日現在)

- 審議中のもの(のべ15件、#はのべ8件)

一般名	意見聴取依頼 公文受理日	最終資料 提出日	備考
プロパモカルブ(塩酸塩)#	H17.10.24	H17.10.24	
インドキサカルブ#	H17.11.8	H17.11.8	
ピリプロキシフェン#w	H17.11.8	H17.11.8	
清涼飲料水(ピリプロキシフェン#w)	H15.7.3	H17.11.8	
ペノキススラム#	H17.2.14	H18.1.17	
メタフルミゾン	H18.2.28	H18.2.28	
ベンチアバリカルブイソプロピル	H15.12.26	H18.3.6	
アミスルプロム	H18.4.4	H18.4.4	
オキサジアルギル	H15.11.17	H18.4.4	
フルベンジアミド	H17.4.1	H18.4.4	
ホルペット#	H18.5.9	H18.5.9	
フェンブコナゾール#	H18.5.9	H18.5.9	
ジメトモルフ#	H18.5.23	H18.5.23	
ペントキサゾン	H18.5.23	H18.5.23	
ヨウ化メチル	H18.5.23	H18.5.23	

- 追加資料要求中のもの(のべ114件、うち#はのべ98件)

一般名	意見聴取依頼 公文受理日	提出期限*
フルフェノクスロン#	H16.8.3	H17.9.14(H18.3.31)
清涼飲料水(クロルピリホス#w)**	H15.7.3	H17.12.31(H18.3.31)
クロルピリホス#w**	H16.11.2	H17.12.31(H18.3.31)
清涼飲料水(アゾキシストロピン#)**	H15.7.3	H18.2.28
アゾキシストロピン#**	H16.12.1	H18.2.28
清涼飲料水12品目 EPN、イソプロカルブ、エスプロカルブ、エディフェンホス、カフェンストロール、シメトリ ン、ダイムロン、テニルクロール、ピフェノックス、ピリプチカルブ、プレチラクロール、メ フェナセツト	H15.7.3	H18.8.31
清涼飲料水47品目# 2,4,5-T、アセフェート、アシュラム、イソフェンホス、イプロジオン、イミノクタジン酢酸 塩、エトフェンブロックス、エンドスルファン、カルバリル、カルプロバミド、キャプタン、ゲ リホサート、クロロタロニル、ジウロン、ジクロルボス、ジクワット、ダイアジノン、ダラボ ン(2,2-DPA)、チオジカルブ、チウラム、チオファネートメチル、トリクロホスメチル、トリ クロピル、トリクロルホン、トリシクラゾール、ハロスルフロメチル、フェニトロチオン、 フェンチオン、フェントエート、ブタミホス、プロプロフェジン、フラザスルフロメチル、フルトラ ニル、プロシミドン、プロピコナゾール、プロピザミド、ヘキサクロロベンゼン、ペノミル、ペ ンシクロン、ペンシルフロメチル、ペンタゾン、ホセチル、マラソン(マラチオン)、メソミ ル、メタラキシル、メチダチオン、メプロニル	H15.7.3	H18.8.31
清涼飲料水22品目#w 2,4-DB、2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(2,4-D)、DDTおよび代謝物、MCPA、アトラジン、 アラクロール、アルジカルブ、アルドリノ/ディルドリン、エンドリン、カルボフラン、クロ ルデン、シアナジン、ジクロロプロップ、シマジン、ジメトエート、トリフルラリン、ペンディ メタリン、メコプロップ、メトキシクロル、メトラクロル、モリネート、リンデン	H15.7.3	H18.8.31
清涼飲料水9品目#w 1,2-ジクロロプロパン、1,3-ジクロロプロパン、1,2-ジプロモ-3-クロロプロパン、1,2-ジ プロモエタン、イソプロトロン、クロロトルロン、テルブチラジン、フェノプロップ、ペンタク ロロフェノール	H15.7.3	H18.8.31
ジコホール#	H17.2.14	H18.8.31
メタアルデヒド#	H15.12.26	H18.9.30
シロマジン#	H17.4.1	H18.9.30
ピフェントリン#	H17.7.26	H18.10.31
フェンヘキサミド#	H17.8.5	H18.10.31
スピロメシフェン#	H17.8.25	H18.11.30
1-メチルシクロプロペン	H17.8.25	H18.11.30

チアトキサム#	H16.8.3	H19.1.31
スピノサド#	H16.12.24	H19.1.31
ノバルロン #	H17.3.31	H19.1.31
ルフェヌロン#	H17.7.26	H19.1.31
ボスカリド #	H17.8.25	H19.1.31
クロチアニジン #	H17.10.4	H19.1.31
シフルメトフェン	H17.10.24	H19.1.31
ピフェナゼート #	H17.10.24	H19.1.31
フルオピコリド	H17.12.13	H19.1.31
ピラクロニル	H18.1.16	H19.2.28
クロルフェナピル#	H17.10.4	H19.3.31
ミルベメクチン#	H17.11.8	H19.6.30

審議終了し、回答したもの(のべ34件、うち#は24件)

一般名	意見聴取依頼 公文受理日	回答日
経過措置***15農薬のうち1農薬#w (クロルピリホス)	H15.7.3	H15.9.18
経過措置***15農薬のうち10農薬# (エチクロゼート、オキサジクロメホン、テブラロキシジム、トリネキサ バックエチル、ファミキサドン、フェノキサプロップエチル、フェンピロ キシメート、フルアジナム、フルミオキサジン、マレイン酸ヒドラジド)		
経過措置***15農薬のうち4農薬 (EPN、ジクロシメット、フェノキサニル、フェントラザミド)		
ノバルロン#	H15.10.29	H15.12.25
ピリダリル#	H15.10.29	H16.1.15
ボスカリド#	H15.11.17	H16.5.20
エチプロール#	H15.10.29	H16.7.22
トルフェンピラド#	H16.7.12	H16.10.7
シアゾファミド#	H16.7.12	H16.11.4
フェンアミドン#	H16.2.3	H16.12.16
ピフェナゼート#	H16.10.5	H17.1.6
クロチアニジン#	H16.10.5	H17.1.27
プロヒドロジャスモン	H16.8.20	H17.2.17
土壌残留に係る登録保留基準の見直し	H16.12.21	H17.5.6
ジノテフラン#	H16.4.28	H17.6.15
カズサホス	H16.10.5	H17.6.30
ピリダリル #	H17.3.15	H17.7.28
ピラクロストロピン#	H15.11.17	H17.9.22
オリサストロピン	H16.2.3	H17.12.8
フロニカミド	H16.11.2	H18.1.19
メトコナゾール	H16.2.13	H18.4.27
シアゾファミド #	H17.6.14	H18.5.11

:評価書第2版作成

#: ポジティブリスト制度の導入のための暫定基準(H17.11.29告示)関連案件

#w: #のうち、ミネラルウォーター類に暫定基準が設定されているもの。

#wo: #wのうち、ミネラルウォーター類のみに暫定基準が設定されているもの。

*: 括弧内は厚生労働省より遅延の連絡があった場合の提出予定時期。

** : 一部資料提出あり。

***: 経過措置とは、平成15年7月1日の食品安全委員会発足以前に、薬事・食品衛生審議会毒性・残留農薬合同部会報告が作成されていたものについて、農薬専門調査会の審議によらず、食品安全委員会で妥当と判断したもの。